

イラクへの軍事行動即時中止と、国連による平和的解決に関する意見書

上記の議案を提出する。

平成15年 3 月28日

提 出 者

11 番 古 林 わか子

3 番 大 野 まさき

8 番 河 原 しゅう

17 番 た き 美世子

21 番 露 木 正 司

武蔵野市議会議長 井 口 良 美 殿

イラクへの軍事行動即時中止と、国連による平和的解決に関する意見書

アメリカ、イギリスなどは、3月20日、イラクへの軍事行動を開始し、早くも双方に民間人を含む多くの死傷者が出ています。

今回のアメリカ、イギリスなどによる軍事行動は、国連憲章第51条が「武力攻撃が発生した場合」にのみ限定して許容している国家による自衛権の発動ではありません。自国への武力攻撃を受けてもいない国が他国に対し勝手に武力行使を行うことは、国連憲章第2条第4項が全面的に禁じている先制武力攻撃です。将来攻撃される可能性があるとの一方的な判断を理由に他国に対して先制攻撃を行うなどということは、国際法上も到底正当化できるものではありません。

また、日本国政府がこのような軍事力の行使を支持することは、武力行使を「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と誓った日本国憲法第9条の精神と全く相入れないものであり、従来政府が掲げていた国連中心主義の外交方針からも大きく逸脱することは明らかです。

我が国をはじめ、世界各国で連日のように行われている大規模な反戦運動が、アメリカ、イギリスなどによる国際法や国連のルールを無視した暴挙を厳しく批判し、イラクへの軍事行動の即刻の中止を強く求めているのも当然です。

アメリカ、イギリスなどは、直ちにイラクへの軍事行動を中止し、国連による平和的解決への道に立ち戻るべきです。また、日本国政府も、アメリカ、イギリスなどによる軍事行動への支持を撤回し、国連憲章や日本国憲法の精神に基づいた、事態の平和的解決に向けた外交努力に全力を挙げるべきです。

よって武蔵野市議会は、政府にアメリカ、イギリスなどによる軍事行動への支持を撤回し、アメリカ、イギリスなどが軍事行動を即時停止するよう国際社会に働きかけることと、国連による事態の平和的解決の実現に向けた外交努力を全力を挙げて行うことを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成15年 3月28日

武蔵野市議会議長 井口良美

内閣総理大臣 }
外務大臣 } あて